

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 <u>農林水産省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(特別土地保有税)	
要望項目名	森林法の一部改正に伴う税制上の所要の措置の創設	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>森林施業計画の名称を森林経営計画に改める森林法改正法の施行に伴い、既存の税制上の特例措置の存続及び規定の整備を要望する。</p> <p>また、森林法改正法の附則により、改正法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画についても、従前どおり税制上の特例措置の対象とする。</p> <p>なお、個人住民税、法人住民税、事業税については、以下の国税要望により連動するものである。</p> <p>①森林組合等のあっせんにより林地保有の合理化のために土地を譲渡した場合の特別控除（措法34の3②六）</p> <p>②林業経営基盤強化法に基づき都道府県知事のあっせんにより林地を譲渡した場合の特別控除（措法34の3②七、65条の5①、65条の5②、68条の76）</p> <p>・ 特例措置の内容（特別土地保有税）</p> <p>①林業を営む者が経営規模の拡大、林地の集団化又は林業経営の近代化を図るために取得して林業の用に供する林地等に対する非課税措置</p> <p>②国、地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び林業（造林）公社が、分収造林契約等に基づいて行う造林の用に供する土地で、地域森林計画の対象とされている土地又は分収育林契約に基づいて行う育林の用に供する土地のうち、要間伐森林として定められているものに対する非課税措置</p>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第586条 地方税法施行令第54条の17、19 </div>	
減収見込額	（初年度） －（ － ） （平年度） －（ － ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>林業経営規模の拡大、林地の集団化又は林業経営の近代化により、林業経営の安定を図る。</p> <p>また、面的なまとまりをもった森林について持続的な森林経営を進めるとともに、集約化した効率的な森林経営を進める。更に、適切な整備がなされない森林について、公的主体による森林整備を進める。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>充実しつつある森林資源の計画的な伐採等による森林資源の持続性及び公益的機能の発揮を図りながら効率的な木材生産や森林経営を進める上で、本特例が必要である。</p> <p>また改正法の附則により、同法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画についても、持続的な森林経営を目指すものであり、同様の措置が必要である。更に、林業経営の安定化を図るために、計画的かつ合理的な森林経営を促しつつ、林業を営む者が行う林業経営規模の拡大、林地の集団化又は林業経営の近代化を図るための林業用地の取得を促進する必要がある。更に森林所有者による森林整備が進み難い森林における公的主体による森林整備の確保を引き続き推進する必要がある。加えて、このような土地の取得は投機性が低いことから、土地投機の抑制のために課される本税の課税対象から除外することが相当である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の多面的機能の発揮</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	現行に同じ
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	森林法改正に伴う所要の措置について国税についても同様に要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例により森林経営の効率化への誘導が可能となる。</p> <p>また、森林施業計画の認定を受けて計画的な伐採や植林などの行為を行う者は、環境保全や木材の生産・供給など森林の多面的機能の発揮を図りつつ林業経営を行う者であり、このような者が林業の用に供する土地は、本税の目的に照らし、課税対象外とすることが相当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—